

令和7年度西尾市特定事業主行動計画実施状況報告

次世代育成支援対策推進法第19条第5項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づき公表します。

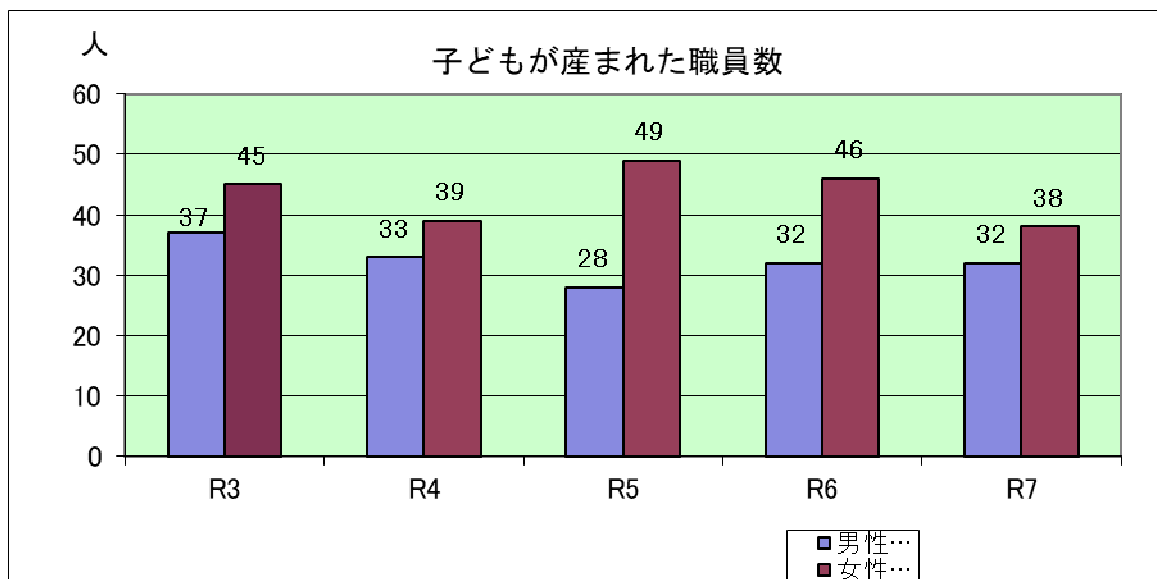
1 次世代育成支援対策推進法に関する実施状況（※）は女性活躍推進法に関する実施状況との重複を示す）

（1）男性の育児に伴う休暇・休業の取得促進及び

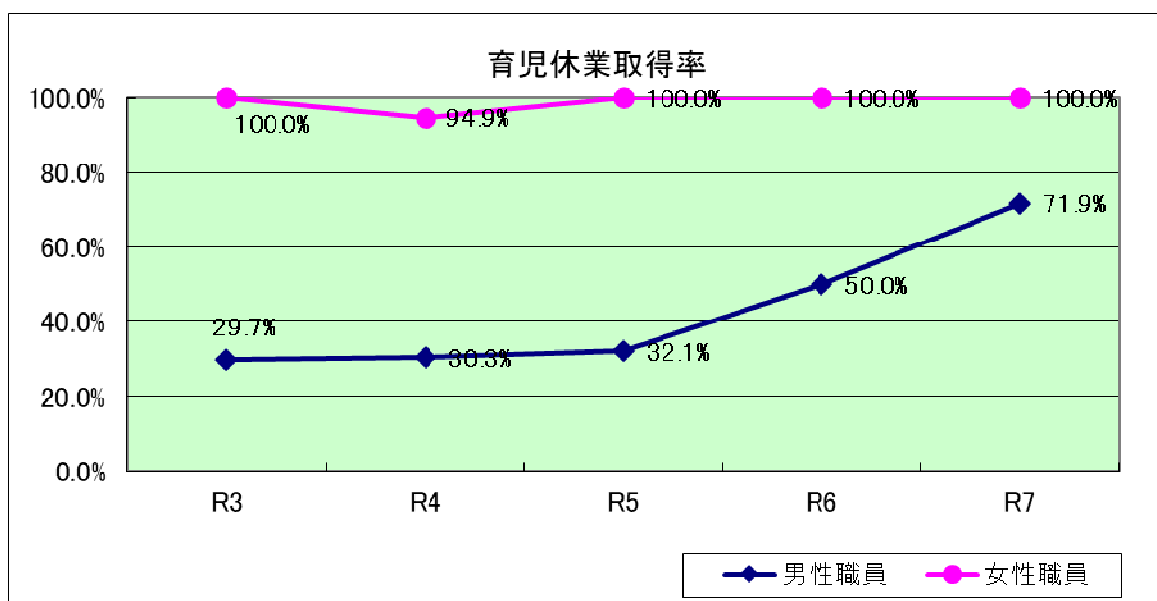
育児休業等を取得しやすい環境の整備等に関する取組（※）

目標値	育児休業の取得率 男性職員 85% 女性職員 100%
実績	男性職員 71.9% 女性職員 100%
目標設定時最新値 (R5 年度)	男性職員 32.1% 女性職員 100%

① 子どもが産まれた職員数



② 育児休業の取得状況



③ 取組状況

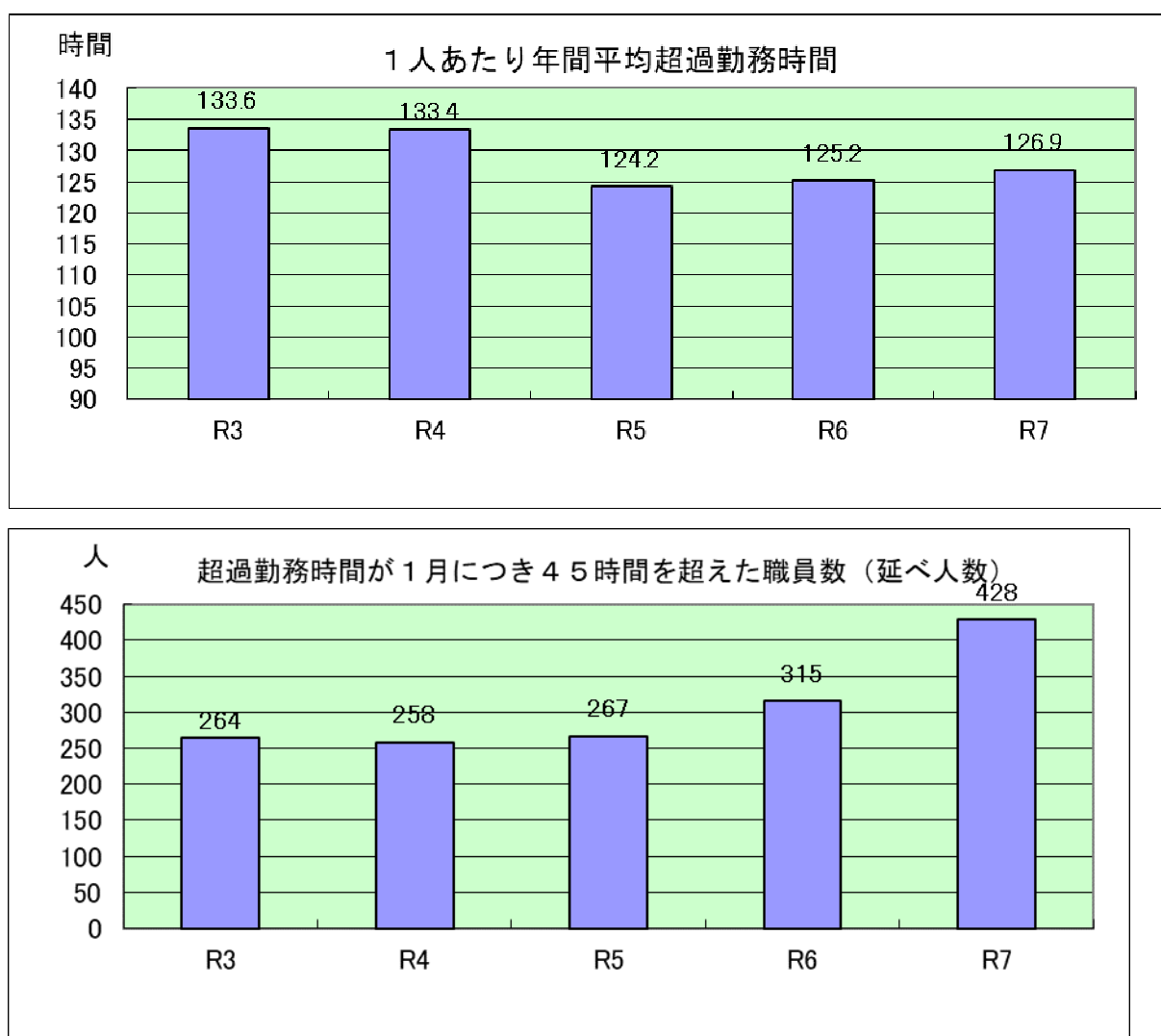
- ・庁内電子掲示板へ育児休業取得マニュアル等を掲載し、全職員へ周知を図った。
- ・子どもが見込まれる男性職員に対して、所属長が面談を行い、育児休業等の勧奨や取得計画、業務分担の変更等を調整し、安心して育児休業等を取得できるようにした。

- ・育児休業取得により長期にわたり職場を離れる不安を解消し、円滑な職場復帰を支援するため、職場から定期的に業務等に関する情報を提供し、復職時にはＯＪＴ研修を実施した。
- ・育児休業等を取得した職員の代替要員として会計年度任用職員を配置した。

(2) 超過勤務の縮減に関する取組

目標値	1月につき45時間以内、1年につき360時間以内
実績	1人当たりの超過勤務時間数（年間） 126.9時間
目標設定時最新値 （R5年度）	1人当たりの超過勤務時間数（年間） 124.2時間

① 各職員の超過勤務時間数



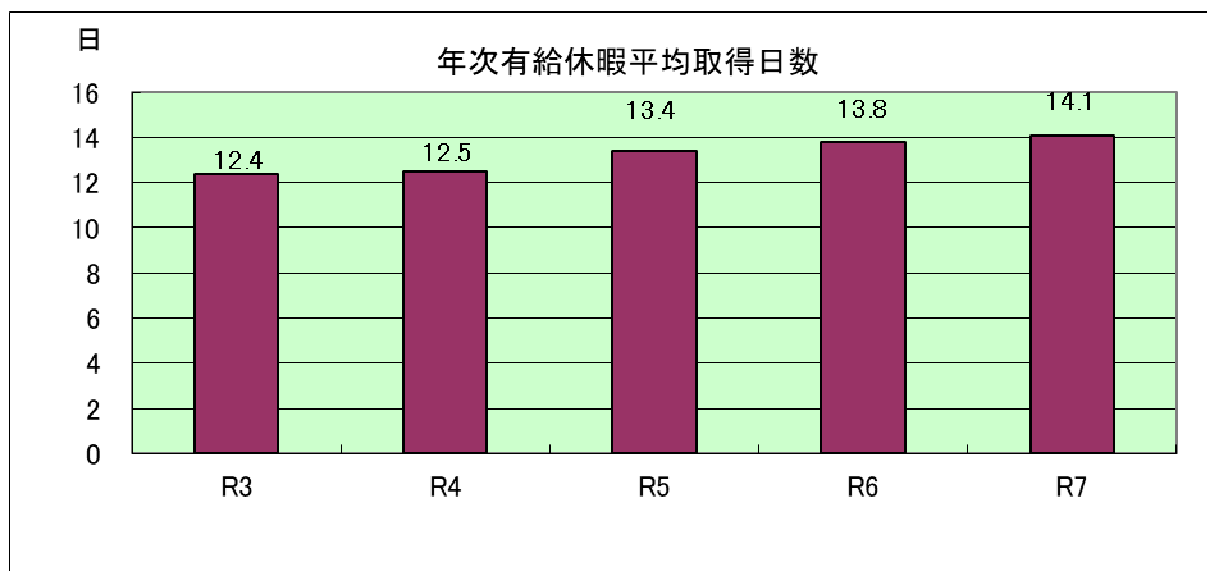
② 取組状況

- ・時間外勤務縮減チェックリストを活用し、事前勤務命令の徹底、事務の合理化、所属での応援体制等などにより、時間外勤務の適正管理を行った。
- ・毎週水曜日をノー残業デーと定め、職員へ呼びかけた。
- ・各部において1月につき超過勤務時間が45時間を超えた理由及び今後の超過勤務縮減の対応を、人事担当部局へ報告させた。

(3) 休暇の取得の促進に関する取組

目標値	職員 1 人当たりの年次有給休暇の平均取得日数 年間 20 日
実績	年間 14.1 日
目標設定時最新値 (R5 年度)	年間 13.4 日

① 職員 1 人当たりの年次有給休暇の平均取得日数



② 取組状況

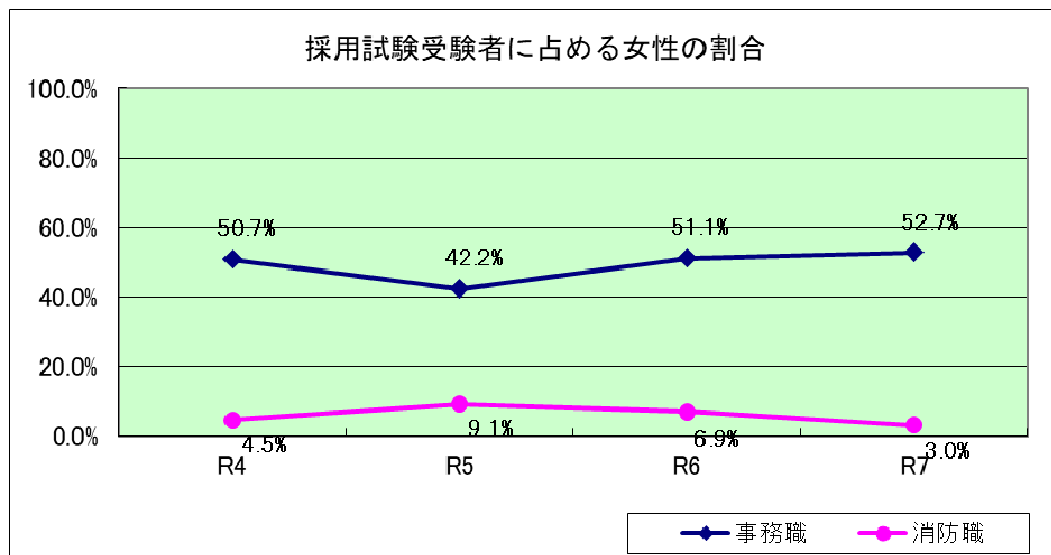
- ・ 週休日、国民の祝日と合わせた年次休暇を推奨した。
- ・ 取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の管理職に注意喚起を行った。

2 女性活躍推進法に関する実施状況 (※は次世代育成支援対策推進法に関する実施状況との重複を示す)

(1) 女性の採用試験受験者の拡大に関する取組

目標値	採用試験の受験者における女性割合 事務職 50% 消防職 20%
実績	事務職 52.7% 消防職 3.0%
目標設定時最新値 (R5 年度)	事務職 42.2% 消防職 9.1%

①採用試験受験者における女性割合



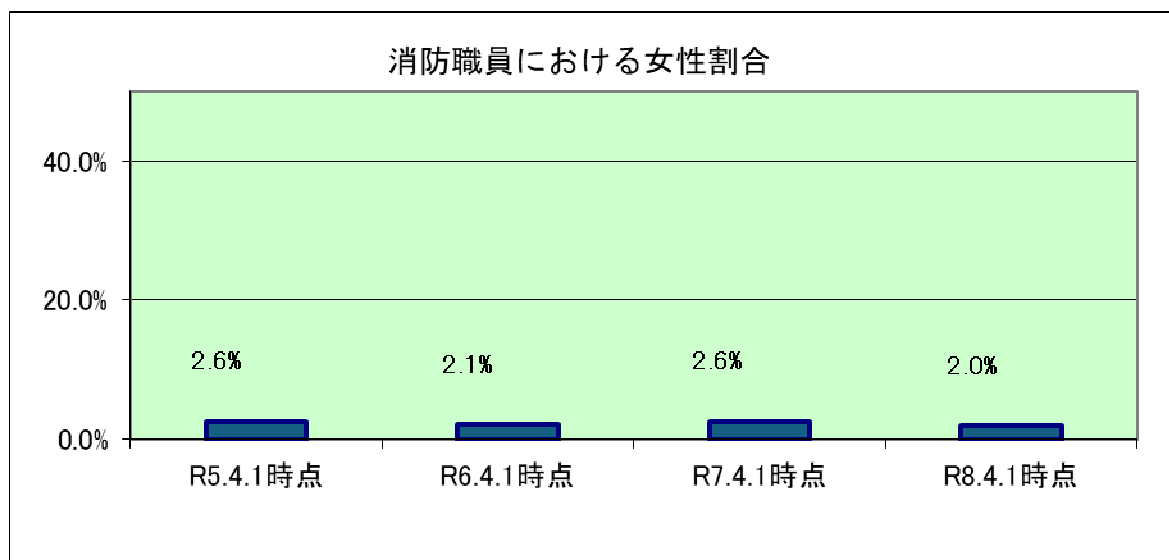
②取組状況

- ・採用説明会にて、女性にとって働きやすい職場であることをPRした。
- ・ホームページ、職員採用専用サイト等で、職務内容や職場の雰囲気など魅力を伝える動画、ブログなどを公開した。

(2) 消防職員の女性割合の拡大に関する取組

目標値	消防職員における女性割合 5%
実績	2.0%
目標設定時最新値 (R6 年度)	2.1%

①消防職員における女性割合



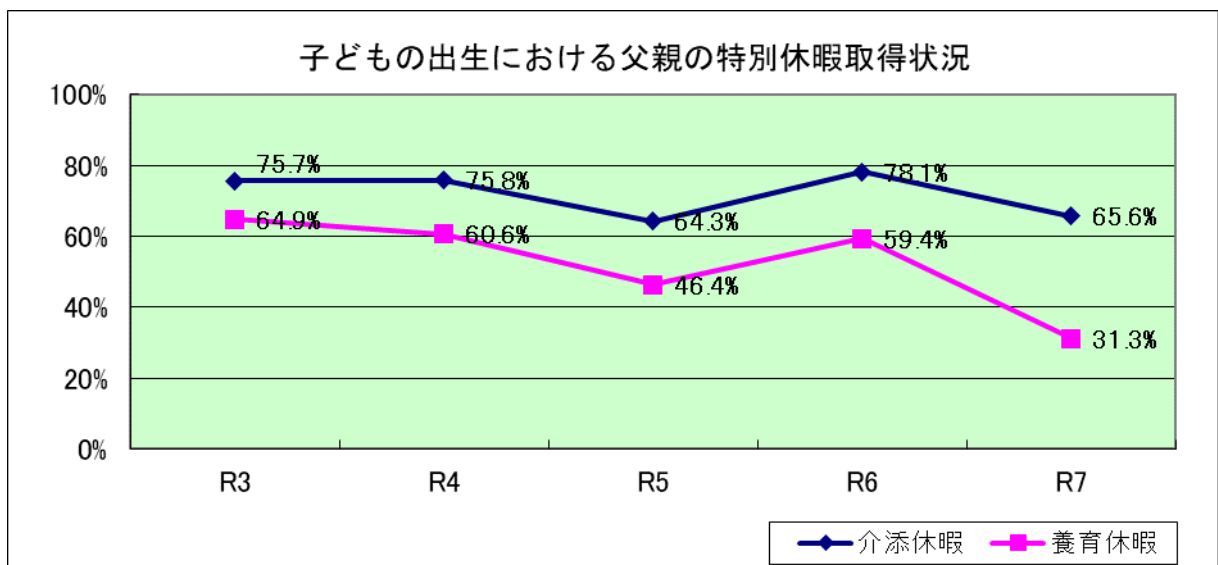
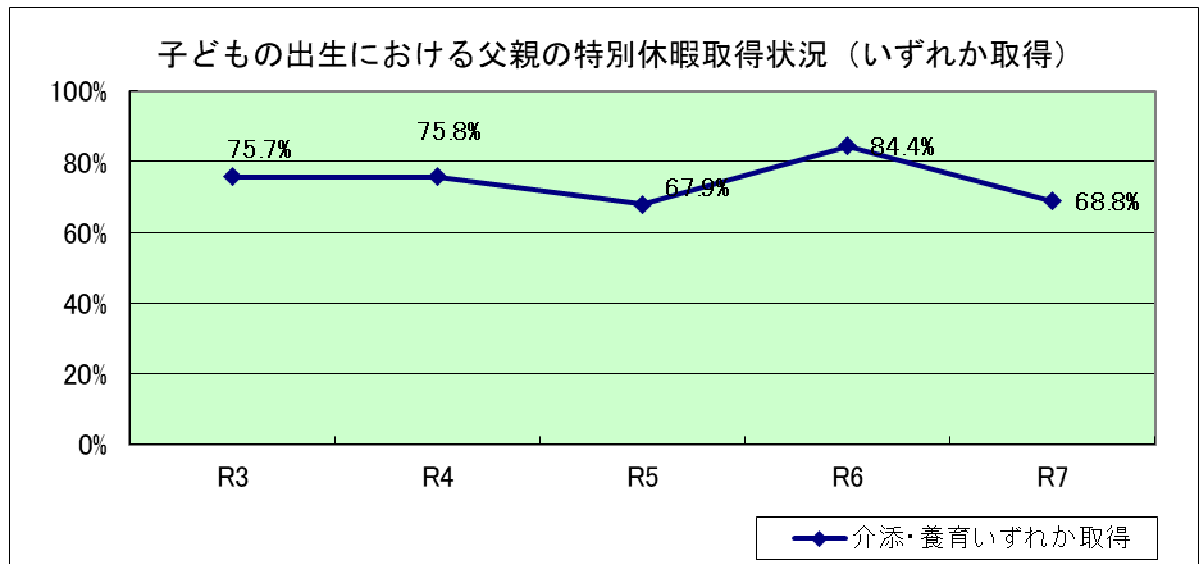
②取組状況

- ・消防本部・消防署において、女性専用の更衣室、仮眠室、浴室などの整備を行い、受け入れ態勢を整えた。

(3) 男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する取組

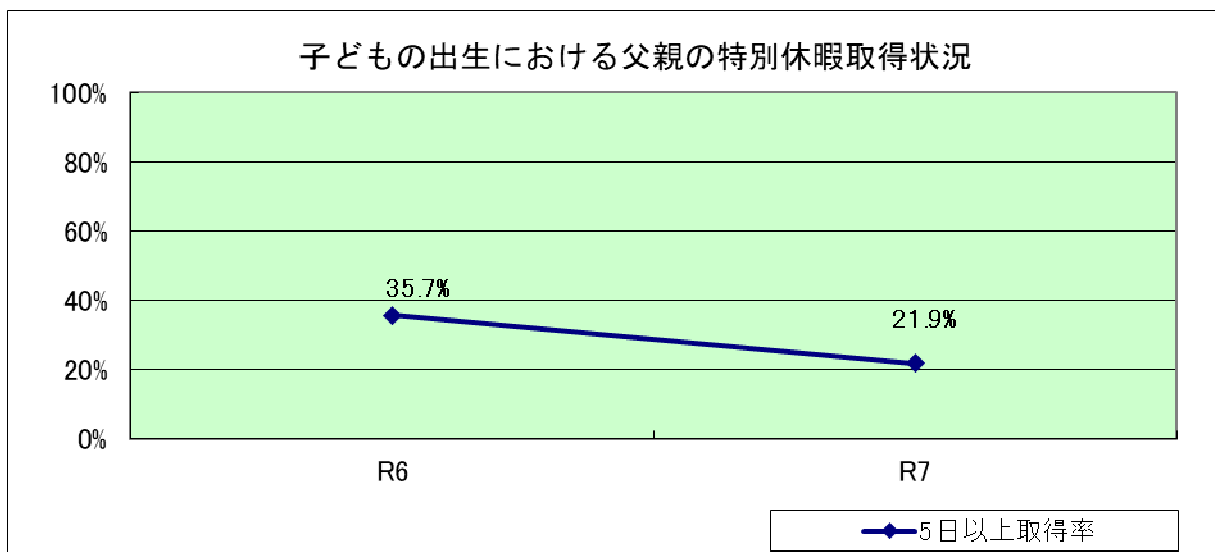
目標値	<u>①男性職員の子どもの出生時における父親の特別休暇の取得率 100%</u> <u>②男性職員の子どもの出生時における父親の特別休暇合計 5 日以上の取得率 100%</u> <u>③男性職員の育児休業取得率 85%</u>
実績	① 68.8% ② 21.9% ③ 71.9%
目標設定時 最新値 (R5 年度)	① 67.9% ② 35.7% ③ 32.1%

① 父親の特別休暇（介護休暇・子の養育休暇）の取得率



② 男性職員の子どもの出生時における父親の特別休暇合計 5 日以上取得率

※令和 7 年度より設定した目標



・ 介護休暇・・・職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 1 月を経過する日までにおける 3 日の範囲内の期間）

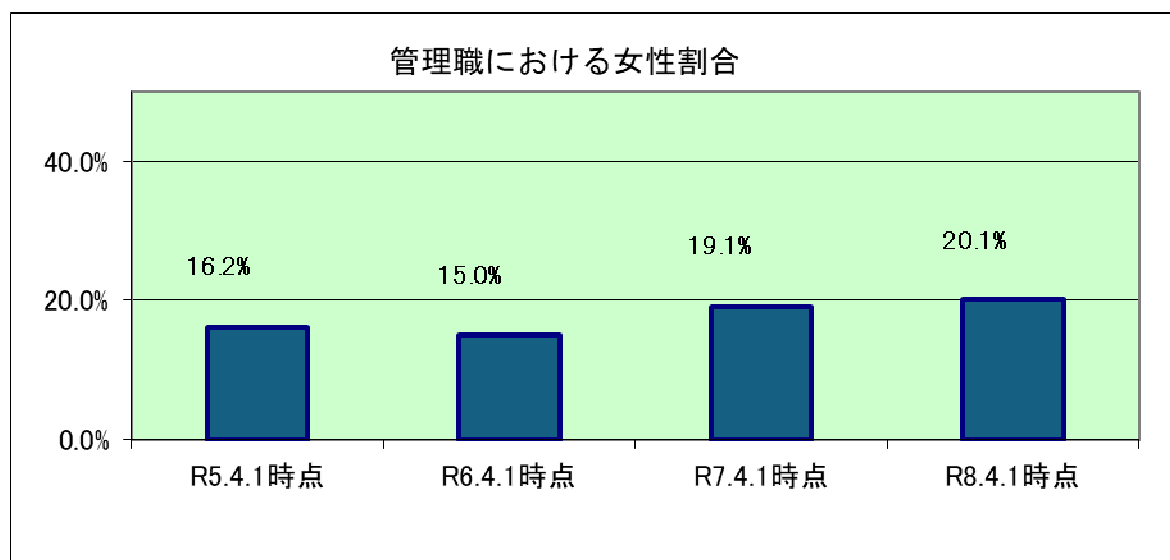
- ・子の養育休暇・・・職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき（当該期間内における5日の範囲内の期間）

③ 取得状況、取り組み状況は1（1）参照

（4）女性の登用促進に関する取組状況

目標値	管理職における女性割合 20%
実績	20.1%
目標設定時最新値 (R6.4.1現在)	15.0%

① 管理職における女性割合



② 取り組み状況

- ・キャリア形成を意識した人員配置に努め、女性職員の能力開発や意識向上を図った。
- ・女性職員の人材育成・能力開発を図り、女性幹部候補生の育成を図るため、女性管理職養成セミナーなどの研修の受講を促進した。